天 理 市 農 業 委 員 会　議 事 録

・日　　時　　　令和５年３月９日（木）午後１時55分～午後２時40分

・場　　所　　　天理市役所　５階　５３３Ｂ　会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　田中　秀佶　君　　　　　　　　２番　　欠員

３番　　中嶋喜代次　君　　　　　　　　４番　　榎堀　秀樹　君

５番　　藪内　清光　君　　　　　　　　７番　　𠮷田　幸雄　君　　　　　　　　８番　　川畑　　稔　君　　　　　　　　９番　　龍見　喜朗　君　　　　　　　　10番　 松井　義憲　君

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　山原　　修　君　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏　君

井戸堂地区　　松本　和成　君　　　　朝和西部地区　　野田　潤一　君

柳本地区　　杉田　義正　君　　　　　　櫟本地区　　奥出　善嗣　君　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦　君

・事務局職員　局長　　奥田　　彰　 　　　　　主幹　　藪　　英一

・欠席委員

　　　　　６番　　藏本　純次　君

（農地利用最適化推進委員）

前栽地区　　庄司　茂治　君　　　　　二階堂地区　　松本　淸一　君

朝和東部地区　　南浦　康男　君

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第４条に関する許可申請について

議案第３号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第４号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第５号　　農地法第３条の権利移動に係る下限面積要件の撤廃について

議案第６号　　天理市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程について

議案第７号　　その他

　　　　　　　①市街化区域の専決処分について（報告）

　　　　　　　②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

　　 (追加議案) ③天理市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

　　　　　　　　　の変更について

事務局長（奥田彰君）

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

定刻の時間より少し早いですが、ただ今より３月定例委員会を開催いたします。

　本日出席の農業委員は８名で、定数の過半数を超えておりますので、委員会は成立しております。

なお、本日は藏本委員、南浦推進委員、庄司推進委員そして松本推進委員から欠席の連絡を受けております。

次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲君）

ずいぶん春らしくなってまいりました。

皆様には大変お忙しい時期だと思います。ご参集いただきありがとうございます。

我々の任期、あと４か月でございます。残された期間まで委員会運営の方、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、３月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

　ご同意いただきましたので、５番　藪内委員と、７番　𠮷田委員にお願いしたいと思います。

議長（松井義憲君）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」11件について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

２番申請は、譲受人からの要望を事由とする所有権移転　売買です。場所の地図は、

議案書の４ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

３番申請は、譲渡人が高齢で耕作できないことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の５ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番申請は、譲渡人が高齢で耕作できないことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の６ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番表記のとおりです。

５番から10番は同時申請で、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転　売買

です。場所の地図は、議案書の７ページです。

　申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は５番から10番表記のとおり

です。

11番申請は、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転　売買です。場所の地

図は、議案書の７ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は11番表記のとおりです。

以上、11件の申請は、天理市農業委員会が定める下限面積（耕作面積）の2,000㎡も超え、また、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第４条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第２号　農地法第４条に関する許可申請１件について説明させていただきます。

議案書８ページをご参照願います。申請につきまして、令和５年２月28日に、田中

委員と共に農地現地調査を行いました。

資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請の転用目的は、青空資材置場で一部転用です。本申請は、令和５年１月委員会の４条許可されました事業内容と所有者は同一で、前回申請地の接続地を拡張するものです。申請者及び申請地は１番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、前栽駅からの宅地化率で算出する第２種農地で、申請地の周辺には事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地がなく、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、

農地法第４条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第４条に関する許可申請について、申請内容のとおり県へ進達

いたします。

　次に、議案第３号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第３号　農地法第５条に関する許可申請１件について説明させていただきます。

議案書９ページをご参照願います。申請につきまして、令和５年２月28日に、田中委員と共に農地現地調査を行いました。資料番号２の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、農家住宅及び道路を転用目的とする使用貸借権の設定です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、10ha以上の規模の農地の区域にある第１種農地ありますが、住宅など日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるという例外事項に該当し、転用可能と考えます。また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、申請内容のとおり県へ進達

いたします。

次に、議案第４号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第４号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画８件について説明いたします。議案書10ページをご覧ください。

１件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

２件目と３件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田・畑として利用する使用貸借で、新規集積となります。

４件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。水田として利用する賃貸借で、新規集積となります。

５件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。農業用施設用地として利用する賃貸借で、期間の更新となります。

６件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。畑として利用する使用貸借で、新規集積となります。

７件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

８件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、農業用施設用地として利用する賃貸借で、新規集積となります。

議長（松井義憲君）

　ただいま、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第５号「農地法第３条の権利移動に係る下限面積要件の撤廃について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第５号　農地法第３条の権利移動に係る下限面積要件の撤廃について説明いたします。

令和４年５月27日に公布されました農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、農地法第３条第２項第５号の定められている下限面積（別段面積）が令和５年４月１日より廃止されることになりました。

このことにより、平成19年４月１日より、農地の権利設定面積を市内全域で20アールと定めておりました天理市下限面積要件及び令和元年５月１日より、空き家に付属した農地を空き家と共に取得する場合の別段面積１アールにつきましても撤廃となります。撤廃の適用開始日は令和５年４月１日でございます。ただし、農地の全てを効率的に利用する全部利用要件や必要な農作業に常時従事することの常時従事要件などはそのままです。

事務局といたしましては、下限面積廃止により特に20アール未満の新規就農者に関して、今後どういった運用や取扱いをするのか検討中でございます。４月委員会で委員の皆様にお示し改めてご意見を伺いたいと考えております。以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第３条の権利移動に係る下限面積要件の撤廃について、天理市で

定めておりました下限面積・別段面積を廃止し、４月より下限面積要件を撤廃してま

いります。

次に、議案第６号「天理市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第６号　天理市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程についてご説明いたします。

令和３年に個人情報保護法が改正され、個人情報の取扱いは法に一元化されることになりました。天理市におきましても現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに「天理市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。

このことにより、令和５年４月１日施行の「天理市個人情報の保護に関する法律等施行規則」に基づき、平成16年３月告示の「天理市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」を廃止し、「天理市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程」を令和５年４月１日から施行いたします。以上です。

議長（松井義憲君）

　ただいま、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、「天理市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」を廃止し、

４月より「天理市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程」を施行し、こ

れを告示してまいります。

　次に、議案第７号　その他①「２月分市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第７号　その他①　２月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたします。

資料番号３をご参照ください。

令和５年２月の市街化区域 転用届出といたしまして、５条届出は、住宅用地　１件

203㎡、戸建住宅　１件　233㎡でした。

市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま報告のありました、２月分の市街化区域の専決処分について何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

　次に、議案第７号　その他②「生産緑地地区の取得の斡旋依頼について」事務局より報告願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第７号　その他②生産緑地地区の取得の斡旋依頼についてご説明させていただきます。

前月に続きまして、天理市より農業委員会に生産緑地農地の取得の斡旋依頼がまい

りました。クリップ止めの資料が６分冊ございまして９件16筆の買取り申出となって

おります。それぞれ農地の所在地等と場所の地図をつけておりますのでご確認くださ

い。

買取り希望される方がおられましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

なお、回答期限の都合上、３月24日（金）までに農業委員会事務局までご連絡いた

だきますようお願いいたします。買取り希望がない場合は連絡不要とさせていただき

ます。以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま報告がありました、生産緑地地区の取得の斡旋について、何かご意見、

ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

　それでは、買取り申し出の希望があるようでございましたら、令和５年３月24日

までに農業委員会事務局に申し出てください。

　次に、追加議案でございます。議案第７号　その他③天理市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第７号　その他③　天理市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」ご説明いたします。

平成29年に天理市農業委員会にて策定いたしました指針につきまして、令和５年４月１日施行の改正農業委員会法の内容に反映させるため、改正農業委員会法第７条の規定に基づき、速やかに最適化指針の変更が必要となりました。

つきましては、事務局にて指針（案）を作成いたしましたので、委員の皆様にご意見をいただきたくお諮りいたします。

それでは指針の各項目を説明いたします。１ページは指針の基本的な考え方を示しております。最適化の推進についての意義と指針の変更の必要性が示されており農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行うとなっております。

２ページは遊休農地の解消目標や解消の推進方法等をあげております。３ページから４ページは、農地利用の集積目標と担い手の育成・確保について、そして新規参入の促進目標を示しております。

また従来から検討いただいております「人・農地プラン」が４月より「地域計画」と名称を改めてまいります。地域計画を作成するにあたり農業委員会としての役割をお示しております。以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま説明がありました、天理市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関

する指針の変更について」何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

　それでは、天理市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更に

ついて」、ご承認いただいたものとします。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰君）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

　・令和５年度農業委員会開催予定日について

　・病害虫発生予報に関する情報提供について

議長（松井義憲君）

それではこれをもちまして３月の定例委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ５年　３月　10日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員